

令和6年度に新たに「住民税非課税」・ 「住民税均等割のみ課税」となった世帯に 10万円を給付

※個人情報保護のため、電話ではお答えできない内容もあります。

デフレ完全脱却のための総合経済対策における新たな物価高騰対策として、特に家計への影響が大きい低所得世帯（令和6年度において、新たに住民税非課税となった世帯・住民税均等割のみ課税となった世帯）に対し、給付金を給付します。



令和5年度に支給した「西ノ島町物価高騰対応重点支援地方創生臨時給付金」の非課税世帯に7万円、住民税均等割のみ課税世帯に10万円との重複受給はできません。

対象者

令和6年度に新たに「住民税非課税」・「住民税均等割のみ課税」となった世帯

※基準日（令和6年6月3日）時点で西ノ島町に住民票があること
※住民税が課税されている者の扶養家族のみで構成されている世帯を除く

給付額

10万円 / 1世帯あたり

受給方法

8月上旬頃
「給付決定通知書」が届いた世帯

➡ 手続きは不要です。

「給付決定通知書」記載の口座に振込みます。
※振込口座の変更・給付を辞退される方はお知らせください。

追加給付

上記の給付対象世帯に対し、子ども1人あたり5万円を追加給付します

- ▶ 給付実績をもとに、18歳以下の子どもがいる世帯に追加で給付します。
- ▶ 追加給付を受けるための申請は不要です。給付日は給付決定通知書でお知らせします。

※令和5年分の所得を申告していない人は、税申告をお願いします。

申告の結果、住民税が非課税または、均等割のみ課税の世帯に該当すれば受給対象です。

世帯の中に、令和5年1月2日から令和6年6月3日までに、西ノ島町に転入した方がいる場合

1. 西ノ島町から給付対象となる可能性がある世帯へ、申請書が届きます。
2. 必要事項を記入し、添付書類とともに令和6年10月15日（火）（必着）までに西ノ島町に申請書を郵送または直接提出してください。
3. 指定の口座に給付金が振り込まれます。
※西ノ島町が申請書を受理した日から3週間程度で指定の口座に振り込まれます。書類に不備がある場合や申請が混みあった場合などは、さらに日数がかかることがあります。ご了承ください。

【添付書類】

- ☐ 申請・請求者の本人確認書類の写し
（例）運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、パスポートなど
- ☐ 受け取り口座を確認できる書類の写し
（例）通帳、キャッシュカードなど
- ☐ 住民税課税（非課税）証明書（転入した方全員分）
 - 令和5年1月2日～令和6年1月1日までに西ノ島町に転入した方がいる場合
 - 「令和5年度住民税課税（非課税）証明書」の写し
 - 令和6年1月2日～令和6年6月3日までに西ノ島町へ転入した方がいる場合
 - 「令和5年度住民税課税（非課税）証明書」の写し
 - 「令和6年度住民税課税（非課税）証明書」の写し

DV（ドメスティック・バイオレンス）などの理由で避難中の方へ

DVなどで住民票を異動せずに西ノ島町へ避難している方は、住民票上の世帯主がすでに給付金を受け取っている場合でも、一定の要件（DV保護命令と収入要件）を満たせば、受給できる可能性がありますので、以下の問い合わせ先にご相談ください。

価格高騰対応重点

支援給付金

令和6年1月1日時点で西ノ島町に住民登録をしている方が対象です。

令和6年1月2日以降に転入した方は、以前にお住まいの自治体にお問い合わせください。



注目
1

減税分を控除しきれない人に不足額を給付

定額減税補足給付金（調整給付金）

減税可能額が税額を上回り、控除しきれない人に対し、控除不足額を調整給付金として給付します。

対象者

定額減税の対象者のうち、
その減税可能額が「令和6年分推計所得税額※」、または
「令和6年度住民税額（所得割分）」を上回る人（減税しきれない人）

※令和6年分推計所得税額は、この給付金を算定するために用いるもので、令和5年中の所得や控除などをもとに推計して算出しています。令和6年分所得税額と定額減税の実績額が確定した後、調整給付額に不足が生じる場合は、令和7年度に不足分の給付を行う予定です。

給付額

所得税分と住民税所得割分の合計額（1万円単位切り上げ）

■ 所得税分

$$A - B = \text{減税しきれない額 (C)}$$

定額減税可能額 (3万円×減税対象人数※) (A)	
令和6年分 推計所得税額 (B)	減税しきれない額 (C)

■ 住民税所得割分

$$a - b = \text{減税しきれない額 (c)}$$

定額減税可能額 (1万円×減税対象人数※) (a)	
令和6年分 住民税所得割額 (b)	減税しきれない額 (c)

$$\text{給付額} = (C) + (c) \text{ (1万円単位切り上げ)}$$

※減税対象人数…納税者本人 + 控除対象配偶者 + 扶養親族（国外居住者は対象外）

例）夫婦2人世帯の場合（推計所得税額を 49,250 円、住民税所得割額を 107,300 円とした場合）



■ 所得税分

減税可能額…30,000 円×2人 = 60,000 円
60,000 円 - 49,250 円 = **10,750 円**

定額減税可能額 (3万円×2人 = 6万円)	
推計所得税額 (49,250 円)	減税しきれない額 (10,750 円)

■ 住民税所得割分

減税可能額…10,000 円×2人 = 20,000 円
20,000 円 - 107,300 円 = **- 87,300 円(0 円)**

定額減税可能額 (1万円×2人 = 2万円)	
住民税所得割額 (107,300 円)	

給付額

$$10,750 \text{ 円} + 0 \text{ 円} = 10,750 \text{ 円}$$

1万円単位で切り上げた **20,000 円** が調整給付として給付されます。

受給方法

8月上旬頃
対象と見込まれる方へ確認書を送付します。



必要に応じて役場町民課にて
手続きをお願いいたします。

【お問い合わせ先】西ノ島町役場 町民課 ☎ 08514 - 6 - 0103